平成29年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第119号

平成29年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年11月27日 まんのう町長 栗田 隆義

- 1. 招集日 平成29年12月5日
- 2. 場 所 まんのう町役場議場

平成29年第4回まんのう町議会定例会会議録(第4号) 平成29年12月15日(金曜日)午前 9時30分 開会

出席議員 14名

1番	竹	林	昌	秀	2	番	Ш	西	米希子	
3番	合	田	正	夫	4	番	三	好	郁	雄
5番	白	Ш	正	樹	7	番	白	Ш	年	男
8番	白	Ш	皆	男	9	番	大	西		樹
10番	藤	田	昌	大	1 1	番	松	下	_	美
12番	三	好	勝	利	1 3	番	大	西		豊
14番	Ш	原	茂	行	1 5	番	田	岡	秀	俊

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

4番 三 好 郁 雄 5番 白 川 正 樹

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多田浩章 議会事務局係長 平田友彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

 町
 長
 栗
 田
 隆
 義
 副
 町
 長
 栗
 田
 昭
 彦

 教
 育
 長
 三
 原
 一
 夫
 総
 務
 課
 長
 高
 嶋
 一
 博

 企画観光課長
 長
 森
 正
 志
 税
 務
 課
 長
 常
 包
 英
 希

住民生活課長 細 原 敬 弘 福祉保険課長 佐 喜 正 司 萩 岡 一 志 会計管理者 健康增進課長 久保田 純 子 建設土地改良課長 農林課長 森末史博 池田勝正 琴南支所長 弘 仲 南 支 所 長 見間照史 雨霧 教育次長 脇 隆博 学校教育課長 香 川 雅 孝 水道課長天米賢吾 生涯学習課長 松下信重 地籍調査課長 池下尚治

〇田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の 会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

○多田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案3件を受理いたしました。 次に、各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理 いたしました。

次に、香川県広域水道企業団議会議員の選挙について依頼があり、指名推選により、建 設経済常任委員長、川原茂行委員長を選出いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

〇田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

〇田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、藤田昌大君。

○藤田昌大議会運営委員長 おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告を行いたいと思います。

議会運営委員会の12月定例会運営に関する報告を申し上げます。

去る12月14日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、 総務課長、議長同席のもと、議会運営委員会の委員全員が出席しまして、12月定例会の 運営について慎重に審議いたしました。その結果を報告いたします。 それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民政常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 議案第1号 まんのう町中小企業等振興基本条例の制定について

日程第7 議案第2号 まんのう町農業委員会の委員及び農地利用適正化推進委員の定 数に関する条例の制定について

日程第8 議案第5号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算(案)第4号

日程第9 議案第6号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案) 第2号

日程第10 議案第7号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第 2号

日程第11 議案第8号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算 (案) 第1号

日程第12 議案第9号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予 算(案)第1号

日程第13 議案第10号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第11号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第12号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第16 発議第1号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書 (案)

日程第17 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午前10時8分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議案第10号から第12号については、例年の人事院勧告の部分でございますので、即 決でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

〇田岡秀俊議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、三好郁雄君、5番、白川正樹君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告(教育民生常任委員長)

〇田岡秀俊議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民政常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 教育民政常任委員長、三好勝利君。

〇三好勝利教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月11日、第1委員会室におきまして、委員全員出席、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長出席のもと教育民生常任委員会を公開にて開催しました。

12月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第6号、議案第7号、議案第9号の3議案で、本会議に引き続き執行部より詳細説明があり、審査をしました。

まず、議案第6号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第2号については、直営診療施設勘定内科で、総務費、一般管理費の委託料について、内科診療所が3月末に琴南支所へ併設されることにより、電子カルテシステムの移設に伴う造田診療所と美合診療所間のネットワーク関連移設業務の委託である。財源として診療所管理運営事業基金を繰り入れするとの説明がありました。

また、給与及び手当関係については、人事院勧告及び4月の人事異動に伴う変更による ものであるとの説明がありました。

次に、議案第7号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号について、増額補正について説明がありました。

委員より、地域密着型介護サービス給付費負担金の補正額が大きいのだが、最初の見通しよりふえた原因は何かとの質疑があり、執行部より、地域密着型介護サービスについては、昨年、法改正があり、定員19人以下の通所介護がここに入っている。総合事業には通所介護相当サービス部分と通所型サービスAというのがあり、そちらにもっとシフトしていくと予想していた。ところが通所型サービスAにはほとんどシフトがなく、このような状況になった。町が主体的にやっていく通所型介護サービスAが伸びなかったということである。最終的には総合事業の減額補正になると思われるとの答弁がありました。

委員より、この時期の補正で上がってくる額は給付が確定してきたことによる増額補正 として受けとめ方でいいのかとの質疑があり、執行部より、多少の増減はあるが、決算を 見込んだ補正と考えているとの答弁がありました。

委員より、給付費がふえていると説明があったが、次期の介護保険料に影響してくると 思われるのだが、他の市町村と比べた場合、まんのう町はどの位置かとの質疑があり、執 行部より、現在のところ、まんのう町の介護保険料は高いほうから数えて6番目である。 第7期の介護保険料については、急激な介護保険料の増額は住民に混乱が生じるので、基 金の利用により抑制していく方向である。介護給付費の伸びが介護保険料の伸びにつなが りますが、第7期の介護保険料については、第1号被保険者の介護保険料の負担割合が前 回は22%でしたが、今回は23%になる。この1%が第1号被保険者の介護保険料の増 加に及ぼす影響は国の施策であるため仕方がないとの答弁がありました。

次に、議案第9号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算 (案)第1号については、人件費の補正であり、人事院勧告及び4月の人事異動に伴う給 与改定に基づくものであり、一般会計から繰入金を増額するものであるとの説明がありま した。

以上、付託された案件につきましては次のとおり決定しましたので、会議規則第77条 の規定により、その結果を報告いたします。

案件の番号、議案第6号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 (案)第2号、全会一致で可。議案第7号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計補 正予算 (案)第2号、全会一致で可。議案第9号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推 進事業特別会計補正予算 (案)第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。 以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

〇田岡秀俊議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告 を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 付託案件の委員長報告(建設経済常任委員長)

- ○田岡秀俊議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長、川原茂行君。
- 〇川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る12月8日、第1委員会室におきまして、委員4名、議長同席のもと、執行部より、 町長、副町長、総務課長、所管課長出席し、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしま した。
- 12月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第2号、議案 第8号、発議第1号の3議案で、執行部より詳細説明があり、慎重に審査をいたしました。 まず、議案第2号 まんのう町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に

関する条例について、農業委員会制度の見直しの概要として農業委員会法の改正、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割、まんのう町農業委員会の主な変更点、選任までの流れ等、また、農地利用最適化推進委員数検討資料による地区ごとの区割りについて説明がありました。

執行部より、今回の農業委員会法改正により、担い手への農地集積、遊休農地の増加防止・解消など、農地利用の最適化を農業委員会の必須業務として位置づけて強力に推進するため、本条例において、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員の設置を規定すること、農業委員の選出方法が公選制から町議会の同意を要件とした推薦・公募による町長の任命制に変更したこと、まんのう町は中山間地域が広く存在し、業務遂行に人員と時間を要することから、条例では農業委員の定数を19人に、推進委員の定数を26人と、法規定の上限数としていること、法律では農業委員は過半が認定農業者等とされているが、本町は例外規定により4分の1を満たせば足りること、条例施行日の決定理由と現行の農業委員会定数条例を廃止すること、この条例施行に際し、まんのう町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例のうち農業委員会に関する部分の改正内容の説明がありました。

また、農業委員会制度の見直しの概要として、農業委員会法の改正、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割、まんのう町農業委員会の主な変更点、選任までの流れと、農地利用最適化推進委員数検討資料による地区ごとの区割りについて説明がありました。

委員より、農業委員は町外在住や労力不足により所有農地の管理が困難な農家のため、 農業地域の活性化のために活動を行っているが、報酬は安過ぎるのではないかとの意見が あり、執行部より、報酬については周辺の自治体との状況から考えても安くはない。今回 の改正で活動実績及び成果実績に伴い能率給として加算するようになっているとの答弁が ありました。

委員より、出てきた案件だけでなく、農業委員が一人で解決できないような問題を農業 委員会の中で解決できるよう協議していただきたいとの意見があり、執行部より、農業委 員会は議案の審議だけでなく、農地や農業に関する問題やトラブルに関して農業委員に相 談し、対応できる範囲で個別に相談を受けているが、専門的な部分については農業会議に も問いながら農業委員会事務局も含めて対応しているとの答弁でありました。

委員より、農業委員会へ建設経済常任委員会と意見交換する場をつくってほしい。所管 事務調査の報告にない問題の実態、また、農業委員の具体的な活動について伺いたいとの 意見があり、執行部より、この委員会でいただいた御意見については農業委員会のほうへ 報告し、御返答できるよう努めるとの答弁でありました。

委員より、今回の体制変更について法律上の条件はクリアできるのかとの質疑があり、 執行部より、条件は満たせると考えているとの答弁がありました。

委員より、報酬の能率給加算について、活動実績及び成果実績の判断では圃場整備済み か未整備か、また、平野部か山間部かによって遊休農地の発生状況や農地集積の難易度や 業務量に差があるが、そうした場合、能率給はどのように判断し加算するのかとの意見があり、執行部より、地域により差が出ると考えられるが、委員の活動時間に応じて加算することになるとの答弁がありました。

委員より、どんな業務が支給対象となるのか、また、判断は誰がするのかとの意見があり、執行部より、業務については、農地集積、遊休農地の解消に向けた活動などの報告を確認し、活動時間に応じた金額を支払う。また、現実的な判断については、農業委員会事務局になると思うとの答弁がありました。

委員より、事務局で全て判断するのは難しいと思われるので、専門員を雇う必要がある のではとの意見があり、執行部より、いろいろ課題はあるが、これからも議論し続けてい ただき、内容を充実させ、改定してくことになると考えている。

次に、議案第8号 まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)第1号については、 農業集落排水施設管理費の修繕料の増額では、長炭中部クリーンセンターの施設の一部で ある水位計の修繕に伴う変換機、制御盤の修繕で通常の修繕料に不足が生じた額であると の説明がありました。

委員より、故障を発見した経緯はとの質疑があり、執行部より、定期検査で故障を発見 したとの答弁がありました。

次に、発議第1号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書(案) については、道路財特法の規定により交付金事業の補助率のかさ上げを行い、道路整備に 対する格別の配慮がなされているが、このかさ上げ規定は平成29年度末までの時限措置 である。執行部より、引き上げ率の算出方法の詳細な内容説明がありました。

以上、付託されました案件について次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の 規定により、その結果を報告いたします。

議案第2号 まんのう町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する 条例の制定について、全会一致で可。議案第8号 平成29年度まんのう町農業集落排水 特別会計補正予算(案)第1号、全会一致で可。発議第1号 道路整備に係る補助率等 の嵩上げ措置の継続を求める意見書(案)、全会一致で可とすることで意見の一致を見ま した。

以上、付託案件審査の結果報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

〇田岡秀俊議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告 を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告(総務常任委員長)

〇田岡秀俊議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西豊君。

〇大西豊総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月12日、第1委員会室におきまして、委員5名出席し、教育民生常任委員会 委員長、建設経済常任委員会委員長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長全 員が出席し、総務常任委員会を公開にて開催しました。

12月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第5号の2議案であります。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第5号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算(案)第4号の所管部分の質疑結果等について報告を受けました。

その後、付託案件について執行部より詳細な説明があり、各委員より質疑、意見がありましたので報告いたします。

まず、議案第1号 まんのう町中小企業等振興基本条例の制定について、中小企業者及び小規模企業者は地域経済の安定、地域住民の生活の向上、就業機会の提供、新たな産業の創出など、地域の経済基盤、社会基盤を支える存在となっている。そういったことを踏まえ、今回、国の小規模事業者振興基本法の中で、地方公共団体においても小規模企業の振興に関する施策を策定・実施する責務が明記されていることから、今回、この条例を提案するとの説明があり、委員より、施策を実施するための人の配置について質疑があり、執行部より、職員数に限りはありますが、この条例の趣旨に基づいて実現するよう努力していきたいとの答弁がありました。

委員より、商工委員会と総務委員会で合同委員会を開いてはどうかとの意見があり、執行部より、今回の条例に基づき、一昨年あたりから先行しているいろな施策を展開している。例えば、創業者支援やセミナー等を展開している。今回の条例を制定することにより、今まで個々、単体で動いていたものを統一的にする。さらに、この条例をもって新たな施策も検討する。町と中小企業と商工会の連携が大切である。この三者の意見交換が、現在、余り進んでいない。中小企業経営者の多く方の声を行政に吸い上げられていないため、そこから始めてどのような意見が出てくるか、他の自治体がどのような取り組みをしているか協議しながら進めていきたいとの答弁がありました。

委員より、過疎法による企業導入の施策の展開を求める質疑があり、税務課長より、税 の減免の仕組みの説明があり、今後、中小企業対策と、一般や大手企業もあわせて進める との答弁がありました。

委員、執行部の共通認識として、条例を制定し、それで終わりではない。今後を見据えた施策が大事である。町内中小企業発展のための鋭意努力が必要であることの意見の一致

を見ました。

次に、議案第5号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算(案)第4号について、 人件費関係の補正については、職員の人事異動と人事院勧告に伴う給与改定に基づくもの であることから、各委員了承。

総務管理費の補正については、一般管理費、委託料で、まんのう町に対しての訴訟の準備費用として顧問弁護士料を計上している。これは、さきの県議会議員選挙において、候補者による選挙公報の中の差別的な発言の部分を、町としてそれに対するチラシを配布したことに対して名誉毀損であると訴えられている件がある。これに対する弁護士費用の増額である。

財産管理費の返還金については、中山団地 4 号で売買契約が成立していたが、契約解除の申し出があったことによる返還金である。

企画管理費委託料の増額については、指定管理である公社の経営を診断する中小企業診断士の経費である。

かりんの里づくり事業費で、かりん亭運営事業費の賃金については、就業契約の中で時間を定めていたが、準備時間等、働いていた部分を労働時間と捉えた場合、賃金を支払わなければならないことがあり、その部分についての補正である。

税務総務費の臨時アルバイト賃金については、今回から確定申告の受け付けの方から税 務署に確定申告書を電子送信することとなった。その際、個人識別番号取得事務のため、 確定申告の期間中、臨時アルバイトを雇用するための費用である。

徴税費、賦課徴収費の負担金については、中讃広域の租税債権管理機構へ滞納した税金の徴収を移管しており、平成28年度分の実績が確定したことから、実績額に合わせて負担額を精算するものである。

委員より、民生費で認定こども園費、工事請負費とあるが、どこのこども園かとの質疑があり、執行部より、四条こども園の増築工事費及び琴南こども園の耐震工事費で、早急な対応が必要であるため、今回、予算計上したとの答弁がありました。

委員より、農林水産費で農地維持管理省力化事業費とは何かとの質問があり、執行部より、単独県費で新設された事業で、仲南の県営東部地区内の採草対策として農地や水路、農道などの管理の省力化を図り、担い手への農地集積を後押しすることなどが主な柱である。過去にのり面部分の草刈りの際、隣接した大きな排水路に転落し、けがをした事例もあり、取り組むこととした。材料支給で受益者団体等が施工することで、業者発注よりも安価に施工できる。事業費の2分の1が県費であるとの説明がありました。

委員より、教育費、扶助費の就学援助費について質疑があり、執行部より、就学援助については今まで翌年度に支給していたが、今回、新入学児童への学用品費を入学前に支給することによる補正であるとの答弁がありました。

災害復旧費で、先般の台風の被害による工事費の査定は終わっているのかとの質疑があり、執行部より、台風18号については実地査定は終わっており、11月補正で対応して

いる。今回はそれ以降の台風21号、22号の災害部分を順次進めているとの答弁がありました。

以上、付託されました案件について次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の 規定により、その結果を報告いたします。

議案第1号 まんのう町中小企業等振興基本条例の制定について、全会一致で可。議案 第5号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算(案)第4号について、全会一致で可 とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

〇田岡秀俊議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 大変丁寧な回答をいただきまして委員長に感謝したいと思いますし、 委員の皆さんについても非常に慎重な審議をしていただいたいうことが報告の中から受け てとれます。

ただ、私の立場上、こういうことを申し上げないとしようがないんで言いますが、中小 企業等の振興基本条例の中身について、企業を振興する部分は大変いいことだと思います けど、これに基づいた職員や働くものの部分をどうしていくかというのが、これがやはり、 多分、委員と執行部の共通認識として、条例を制定してそれで終わりじゃないということ を確認してますので、大変これは重要なことだろうと思ってます。

そこで、条例施行に当たって、これを確認する組織団体をつくるんか、つくらんのか、 点検するですね、そういった議論をしてほしいといったことをちょっと質疑で申し上げま したけれども、そういった企業が条例を守っているか、守っていないとかいう部分を点検 しなければならないと思うんです。その部分を議論されたかされんのかだけお聞きしたい と思いますので、よろしくお願いします。

- **〇田岡秀俊議長** 委員長、大西豊君。
- **〇大西豊総務常任委員長** 先ほど委員長報告で申し上げましたとおり、制定することによって、これからがスタートであり、綱紀ではそういうことも含まれ、今後、議論されると思います。
- **〇田岡秀俊議長** 再質問、10番、藤田昌大君。
- **○藤田昌大議員** 多分、そうだろうと思って期待してます。ただ、私、立場上、働く者の権利を守ろういうことで、月に一遍、いろんな活動をしてます。そういった中で、サービス残業とか、残業代が固定されているとか、いろんな問題があるんです。そういった部分をちゃんとチェックしていただいて、健全な企業を育てていく、これが多分この基本

だろうと思います。そういった部分も含めてお願いしたかったと思ったんで、委員長の答 弁については納得しますので、ありがとうございました。

〇田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 議案第1号 まんのう町中小企業等振興基本条例の制定について

〇田岡秀俊議長 日程第6、議案第1号 まんのう町中小企業等振興基本条例の制定 についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町中小企業等振興基本条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 まんのう町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

〇田岡秀俊議長 日程第7、議案第2号 まんのう町農業委員会の委員及び農地利用 最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算(案)第4号

〇田岡秀俊議長 日程第8、議案第5号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算 (案)第4号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算(案)第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案) 第2号

〇田岡秀俊議長 日程第9、議案第6号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別 会計補正予算(案)第2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案) 第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 7 号 平成 2 9 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第 2 号

○田岡秀俊議長 日程第10、議案第7号 平成29年度まんのう町介護保険特別会 計補正予算(案)第2号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 平成29年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 8 号 平成 2 9 年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算 (案) 第 1 号

〇田岡秀俊議長 日程第11、議案第8号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 平成29年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案) 第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予 算(案)第1号

○田岡秀俊議長 日程第12、議案第9号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進 事業特別会計補正予算(案)第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算 (案)第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議場の時計で10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

〇田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第13 議案第10号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について

〇田岡秀俊議長 日程第13、議案第10号 まんのう町職員の給与に関する条例の 一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第10号のまんのう町の職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

平成29年度の人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に基づく国家公務員や他の地方公務員の職員との権衡等を考慮し、給料表及び諸手当を改定するものでございます。

概要といたしましては、第1表の第18条の2関係として、平成29年4月1日に遡及して、医療職の初任給調整手当の月額を41万4,300円に改定を行うものでございます。

また、第21条第2項関係として、平成29年12月に支給する勤勉手当の一般職の支給率を100分の95に改正し、あわせて再任用職員について100分の45に改正するものとし、第4条関係、別表第1及び別表第2表として、平成29年4月1日に遡及して、行政職給料表及び医療職給料表の引き上げ改定を行うものでございます。

次に、第2表として、以下の項目については、施行日が平成30年4月1日となっております。

第10条の2は地域手当に関するもので、香川県人事委員会の勧告に基づいて支給率を 100分の3.2とするものです。

第21条では、勤勉手当の一般職の支給率を100分の90に改定し、あわせて再任用職員について100分の42.5に改正するものです。

なお、補足資料として、人事院勧告に伴う変更点について、国家公務員の一般職・特別

職の職員の給与に関する法律の概要、人事院勧告骨子及び香川県人事委員会勧告の概要を添付しておりますので、お目通しください。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

〇田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

〇田岡秀俊議長 日程第14、議案第11号 まんのう町特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第11号のまんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。 一般職の給与改定に準じて、以下のとおり引き上げ、改定するものであります。

第1表の第5条で、特別職の期末手当について、平成29年12月支給分を100分の 165に改定するものです。

また、第2表の第5条で、特別職の期末手当について、平成30年6月支給分を100 分の162.5に、平成30年12月支給分を100分の162.5に改定するものでご ざいます。 御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

〇田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

〇田岡秀俊議長 日程第15、議案第12号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

- **○栗田町長** ただいま上程されました、議案第12号のまんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。
- 一般職及び特別職の給与改定に準じて、期末手当支給率の引き上げ改定を行うものでご ざいます。

第1表の第5条で、議会議員の期末手当について、平成29年12月支給分を100分の165に改正するものです。

また、第2表の第5条で、議会議員の期末手当について、平成30年6月支給分を100分の162.5に、平成30年12月支給分を100分の162.5に改定するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第1号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書 (案)

〇田岡秀俊議長 日程第16、発議第1号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の 継続を求める意見書(案)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第1号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書(案)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 閉会中の継続調査について

〇田岡秀俊議長 日程第17、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 会議を閉じます。

これにて、平成29年第4回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月15日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員